

大田たまがわ九条の会 結成総会 決定

《大田たまがわ九条の会準備会 活動経過報告》

<会の活動の主な経過>

- 2005 年 2 月 22 日 14 名の有志が集まり、「大田たまがわ九条の会準備会」発足する。
多摩川線沿線とその周辺地域を主な活動対象地域とし、正式の会の発足を目指す。
世話人 6 名、事務局 3 名（うち 1 名は財政担当）の体制を決める。
九条の会アピールへの賛同署名の取組み（目標 500）を決める。署名用紙、配布チラシ
内容決定。ただちに、署名用紙、賛同呼びかけのチラシを作製し、署名に取り組む。
- 3 月 6 日 憲法学習会開催 15 名参加
- 5 月 15 日 「戦争体験を聞く会」開催 （86 名参加、カンパ 43,525 円、署名 11 名）
チラシ 15,000 枚をエリア全域に配布
- 7 月 10 日 会のホームページ開設
- 9 月 25 日 「空襲体験を聞く会」開催 （32 名参加、カンパ 16,800 円、署名 2 名）
- 10 月 25 日～11 月 8 日 憲法講演会と署名の宣伝・署名行動
5 カ所で駅頭・街頭宣伝を実施（のべ 76 名参加、チラシ 1,500 枚、署名 44 名）
地域全域に、2 回にわたってチラシ全戸配布 計 45,000 枚
- 11 月 19 日 渡辺治氏を招き「憲法九条を輝かせる集い」開催
（176 名参加、カンパ 39,631 円、署名 10 名）
- 2006 年 1 月 22 日 第 15 回準備会で、国民投票法案の問題点を検討し、法案に反対する取組みを確認
- 2 月 3 日 映画「日本国憲法」上映会開催 17 名参加
- 2 月 15 日～3 月 5 日 国民投票法案反対、「戦場体験を聞く会」の宣伝・署名行動
2 カ所で駅頭・街頭宣伝 （のべ 31 名参加、チラシ 620 枚配布、署名 30 名）
- 2 月 20 日～3 月 3 日 地域全域にチラシ全戸配布 計 20,000 枚
- 3 月 12 日 「戦場体験を聞く会」開催 （89 名参加、カンパ 29,450 円、署名 11 名）
- 3 月 25 日 駅頭・街頭宣伝（千鳥町駅・サミット前）実施 （14 名参加、チラシ 264 枚、署名 3 名）
国民投票法案反対と 4 月 2 日「反対する集い」の宣伝、署名

4月2日 「国民投票法案に反対する集い」開催 (53名参加、カンパ33,371円、署名3名)
長尾詩子弁護士の講演と討論
「法案の国会提出に反対する決議」を採択し、決議文を自民・公明・民主3党と衆議院憲
法調査特別委員会あて送付

＊4～5月にかけて、国民投票法案の国会上程反対の宣伝・署名行動を実施

4月20日～5月25日 法案の国会上程に反対する署名(衆議院憲法調査特別委員会あて)に取り組む

4月20日～5月7日 国民投票法案の国会上程に反対するチラシ全戸配布(約20,000枚)

4月27日～5月25日 駅頭宣伝・署名行動(3駅で3回実施) (のべ38名参加、チラシ852枚
配布、法案反対署名26名、賛同署名14名)

5月21日 賛同署名 累計507名 (当初目標の500名を突破)

5月25日 法案の国会上程に反対する署名集約 累計で590名分
(それ以外に、上程直後に50名分送付)

5月28日 「ハートフルバザー」開催
準備会メンバーのなかから実行委員会をつくり、企画立案・準備する。準備協力者約
25名、商品提供者約40名
「九条パン」「九条コマ」なども出品され、展示された品物は、大部分売れる。喫茶
コーナーも設けられ、九条の会(準備会)の活動内容の展示や映画「日本国憲法」の映
像も流される。
＊売上げ172,407円、収益金118,745円 カンパ5,187円 賛同署名4名

6月5日 「国民投票法案の国会提出に抗議し、撤回を求める決議」採択 決議文を自民党、公
明党に送付。

6月7日 駅頭宣伝行動(武蔵新田駅)(参加10名、賛同署名7名分、チラシ配布269枚)

6月10日 九条の会全国交流集会に、会から6名参加(増田、國分、佐々木、福田、阿部、若林)

6月18日 民主党あて決議「国民投票法案の国会提出に抗議し、廃案を求める決議」を採択、た
だちに民主党に送付。

7月1日 下丸子・オリンピック前で宣伝行動 10名参加(雨のため、30分で中断)
チラシ50枚配布

7月19日 古関彰一 著『憲法九条はなぜ制定されたか』読書会 14名参加

7月23日 秋の正式の会結成に向けた具体的な検討(準備会活動の経過と反省、正式の会の組織構
成、正式の会結成の「呼びかけ人」組織)、結成記念講演会の講師検討を始める。

9月6日 渡辺治 著『憲法「改正」』読書会 9名参加

10月7日 教育基本法講演会(講師：太郎良信 文教大学教授) 参加15名

10月7日～22日 全戸配布チラシ<国民投票法案廃案要求、結成総会呼びかけ、12月8日「音楽
と講演の夕べ」> 約2万枚配布

10月18日 矢口渡駅 駅頭宣伝・署名行動 12名参加、署名8名分、チラシ284枚

10月22日 スーパー「マルエツ」前 街頭宣伝・署名行動
15名参加、署名8名、チラシ212枚

＜九条の会アピールへの賛同署名数＞ 2006年10月22日現在 563名

＜準備会の組織運営・体制＞

＊会には、代表も事務局長も置かなかった。

＊会には、6名の「世話人」を置いたが、「世話人」は会の最終的な責任の所在を示すもので、意思決定機関ではなかった。「世話人会」はなかった。世話人もほかの準備会参加メンバーと同様に活動してきた。

＊この間、会議（準備会）を25回開催（事務局会議は別。第18回準備会は、2日間に亘って開催）。会議は3～4週に1回開催してきた。2006年2月より月1回開催で、定例化した。

＊会議は、九条の会アピールへの賛同者（賛同署名の署名者）であれば、誰でも参加できる形をとった。会議に参加した者で全てを議論し、決定し、そして皆で実行するという、参加型民主主義の徹底を目指した。チラシ案、対外的文書の内容なども、原則として会議で決定した。会議までに間に合わない案件は、メール、FAX、手紙で準備会参加メンバーに諮り、決めた。

＊会議内容・方針の伝達 会議の議事録を毎回作成し、それまでの会議に複数回参加した人＝「準備会メンバー」の全員に配布してきた。

会議で集約された、前回会議以降の署名数、宣伝行動、集会などの結果と、会議で決まった方針は、「準備会ニュース」の形で、賛同者全員（エリア外のEメールのない方は除く）に伝えてきた。そのほか、会議開催、宣伝行動などの予定は、適宜Eメール、FAXでも案内し、ホームページに掲載した。

＊準備会には、思想信条、政治的立場の違いを超え、さまざまな立場の方々が9条を守るという一点で参加してきている。会議には参加しない＜できない＞が、宣伝行動、署名行動、集会ほかの催しやその準備に参加・協力いただいている方も多い。

会議の運営について不十分な点は多々あるが、会議の場ですべてを話し合い、決定し、皆で実行するという原則の下、議事録、ニュース、ホームページなどによる会議での決定事項、方針の伝達や催しの結果の報告をかなり徹底して行なってきた。いわば「ガラス張りの会運営」が、多くの方の会への参加に大きく影響している。

＊事務局は、当初3名、2006年3月6日より7名の体制となる。会議（準備会）での決定事項の実務的处理と会議に提案する議題の検討を中心に行なってきた。2006年3月より月1回事務局会議開催。

＊「準備会ニュース」は、毎号、エリア内賛同署名者に準備会メンバーが分担して配布している。Eメールのある方へは、Eメールで送付。現在までに、26号発行。

＊ホームページには会の活動のほぼすべての内容を掲載している。会の設立趣旨、主な活動の記事、講演・集会要旨、署名集約状況、ニュース、チラシ、会の活動履歴、今後の予定、投稿欄、改憲草案などの資料掲載ほか。

閲覧件数は、2006年10月25日現在、2,686件

大田たまがわ九条の会 準備会 会計報告

(2005.2～2006.10.29)

収入の部 計	639,305
カンパ	389,560
書籍販売代	11,000
講演会入場料	120,000
バザー収益金	118,745
支出の部 計	623,807
事務用品費	117,000
会議室使用料	56,800
催し物会場費 (戦争体験、憲法講演、映画上映)	54,230
資料代 (リーフレット、本、ポスター)	22,780
チラシ発注代、簡易印刷機使用料	276,997
謝礼 (戦争体験、南部合唱団)	96,000
残高 (2006年10月29日現在)	15,498

大田たまがわ九条の会へ引継ぎ 15,498円

「大田たまがわ九条の会」 結成アピール

第2次世界大戦の悲惨な戦禍の反省から日本は戦争放棄と戦力を持たないことを宣言した平和憲法を制定しました。そして、非核三原則や武器輸出全面禁止の原則を策定するなど、平和の理念を具体化してきました。

日本が戦後60年間ただの一人も"戦死者"を出さずにこられたのも、憲法九条のおかげです。ところが、九条を中心に日本国憲法を改定しようとする動きがあらわになってきました。

一昨年6月に作家の大江健三郎さん、井上ひさしさん、憲法学者の奥平康弘さんなど、9人の方々が「九条の会」アピールを出し、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むための運動を提起しました。

このアピールに応え、「大田たまがわ九条の会・準備会」が昨年2月に発足しました。その後の約1年半の準備活動を経て、このたび正式に「大田たまがわ九条の会」を結成いたしました。

私たちは、紛争を武力ではなく、外交と話し合いで解決できる世界にするために、日本をアメリカに従って「戦争をする国」にさせないために、日本国憲法第九条をこれまで以上に輝かせたいと思います。

多摩川線沿線とその周辺地域みなさん、憲法九条を守るという一点で手をつなぎ、平和憲法を守る輪を地域から大きく広げていきましょう。

2006年10月29日

「大田たまがわ九条の会」結成総会

大田たまがわ九条の会 申し合せ

1. 会の名称

この会は、「大田たまがわ九条の会」と称します。

2. 会の目的

この会は、2004 年 6 月 10 日に発表された「九条の会アピール」（井上ひさし氏ほか 8 名）に賛同し、憲法九条を守るという一点で力を合わせ、必要な活動を行ないます。

3. 会の活動エリア

会の活動エリアは、東京都大田区の東急多摩川線沿線とその周辺地域を中心とします。

4. 会の参加者・構成

この会は、「九条の会アピール」に賛同する個人で構成します。

5. 会の組織

この会には、以下の組織を置きます。

<運営会議>

- ①「九条の会アピール」賛同者であれば、だれでも参加できる運営会議を定期的に開催します。
- ②運営会議は、この会のすべてのことを話し合い、決定します。
- ③運営会議での決定事項の実行は、運営会議参加者を中心に賛同者が担います。

<世話人>

- ①会には、若干名の世話人を置きます。
- ②世話人は、連帯して会を代表します。

<事務局>

- ①運営会議、世話人のもとに、事務局を置きます。
- ②事務局は、事務局長、若干名の事務局員および会計担当で構成します。
- ③事務局は、会の連絡窓口となり、運営会議決定事項の連絡、実行のための調整および財政の管理・賛同者名簿の管理を行ないます。
- ④事務局は、次の運営会議まで待てない急を要する案件の決定と事務処理を行ないます。事務局が決定し処理した内容は、必ず次回開催の運営会議に報告し、承認を得るべきこととします。

<会計監査>

- ①会には、会計担当とは別に会計監査を置きます。
- ②会計監査は、年に 1 回行ないます。

6. 会の財政

会の財政は、賛同募金、バザーの収益金などで賄います。

7. 他団体との関係

この会は、自立した団体です。他の地域や職域の「九条の会」や憲法を守る諸団体とは、憲法九条を守る運動を発展させるために、互いに対等・平等の関係で交流や協力をはかっていきます。

「大田たまがわ九条の会」組織体制

<世話人> 阿部義孝、小林稔治、佐々木茂、吉川正一、若林徹、渡辺豊

<事務局長> 小林稔治

<事務局員> 三ツ橋信重、宮本茂生、若林徹

<会計担当> 阿部義孝

<会計監査> 中島修一

2006.10.29

「大田たまがわ九条の会」当面の活動方針

1. 賛同署名

準備会段階での賛同署名（563名分）を引き継ぎ、新たに賛同署名の3000名追加達成を、当面の目標とします。

2. 12月8日の結成記念講演会「音楽と講演の夕べ」

全戸チラシ配布なども行いつつ、チケットの前売りを200枚行い、会場が参加者で一杯になるよう取り組みます。

3. 国民投票法案廃案を目指す取組み

国会の審議や世論の動向をふまえ、「国民投票法案の廃案」を目指す取組みをすすめます。その他の課題についても、検討し、具体化をすすめます。

国民投票法案の廃案を求める決議

自由民主党 総裁 安倍 晋三 殿

公明党 代表 太田 昭宏 殿

衆議院議長 河野 洋平 殿

参議院議長 扇 千景 殿

大田たまがわ九条の会

(事務局：大田区下丸子 2-24-10-1-710 小林稔治 方)

与党の自民党と公明党は、先の国会で憲法「改正」のための国民投票法案を提出しました。国民投票法は必要なくかつ大きな問題があるという国民世論には耳を傾けず、憲法にかかわる重要法案を会期末に駆け込み的に提出し、更に今国会で成立を図ろうと審議を進めているのは許せません。特に安倍首相は新憲法制定を前面に掲げ、五年以内に改憲を目指すとしており、まさに国民投票法案はその第一歩となるものです。

私たちはこの法案内容に強く抗議し、法案の廃案を求めます。

この国民投票法案は、たんに憲法改正手続を定めた法律がないからつくる、といったものではありません。すでに昨年、自民党が「新憲法草案」、民主党が「憲法提言」を発表していることから、この法案は単に投票手続を定めるだけということではありえず、まさに、日本をアメリカに従って「戦争をする国」にすることをねらった、憲法9条改悪のためのものです。この法案は、改憲発議の手続、憲法審査会の設置など、改憲案を正式に国会で議論する舞台をつくるものです。

また、この法案は、公正な国民投票手続を定めたものとはいえません。投票結果に国民の意思が正しく反映せず、改憲案を通りやすくした不公正な内容です。憲法改正の成立要件は、「有効投票総数の過半数」とされ、区分の基準が明確でない改憲原案ごと一括○×で賛否を問うもので、国民の意思が正しく反映されません。また、この法案は、一方で、公務員・教員の国民投票運動を事実上禁止、国民の間の議論を抑制する罰則を設けるなど、国民の運動を厳しく制限し、他方で改憲キャンペーンに圧倒的に有利な広報活動、マスメディアでの広告を定めています。

この法案のねらいは、憲法改悪案を国民投票で確実に通すための制度・仕組みづくりを行うとともに、国民投票法の審議を通じて、民主党もまきこんだ自民・公明・民主3党による共同改憲案づくりへの大きなステップにしようとするものです。私たちは、憲法9条改悪のねらいが込められた国民投票法案に強く抗議し、法案の危険な内容とねらいを地域住民に広く知らせて廃案をめざしていく決意を表明するものです。